

# 住民・事業者の皆様へ 外ヶ浜町景観計画のお知らせ

令和2年7月1日から、『外ヶ浜町景観計画』が施行されました。

この景観計画は、大平山元遺跡が**世界文化遺産**に推薦されたことを受け、外ヶ浜町と住民の皆様が、町の良好な景観を守っていくために策定するものです。

遺跡がある蟹田大平地区は『**重点地区**』に指定され、これまで役場に届出が必要なかった以下の工事などが、**届出が必要**になります。

壁の塗り替えや増改築などの予定がございましたら、届出が必要になりますので役場総務課までご連絡ください。**詳しくは別紙の概要版をご覧ください。**

## ■外ヶ浜町景観計画届出Q&A



いつまでに届出すればいいのですか？

建て替えなどの予定が、決まり次第役場にご相談ください。事前に内容をチェックし問題なければ、着手の**30日前**までに届出をお願いします。



届出が必要な行為はなんですか？

これまでは大規模な行為だけで一般の方は届出が必要ありませんでしたが、大平地区は壁の塗り替えや小屋の新築など細かいものまで届出が必要になります。



## ■届出が必要な主な行為

	重点地区（蟹田大平地区） 大平地区全域と大平山元遺跡から視認できるエリア	一般地域 （蟹田大平地区以外の地域）
建築物の新築、増築、色彩の変更等	建築面積 <b>10㎡（約3坪）</b> を超えるもの 10㎡を超える外観の変更	<div style="border: 1px solid #ccc; border-radius: 15px; padding: 10px; background-color: #e6f2ff;"> <p>今までどおりの届出基準です。</p> </div>
柵、擁壁など	高さ <b>1.5m</b> を超えるもの 10㎡を超える外観の変更	
鉄柱、風力発電施設等	高さ <b>5m</b> を超えるもの 10㎡を超える外観の変更	
電柱等	高さ <b>10m</b> を超えるもの 10㎡を超える外観の変更	
電波塔等	高さ <b>5m</b> を超えるもの 10㎡を超える外観の変更	
土石の採取等	法面又は擁壁の高さが1.5mを超えるもの又は開発区域面積が <b>300㎡（約90坪）</b> を超えるもの。	
木竹の伐採	高さ5mを超えるもの又は伐採面積が <b>50㎡（約15坪）</b> を超えるもの。	
屋外における物件の堆積	堆積期間90日を超え、かつ法面又は擁壁の高さが1.5mを超えるもの又は土地の面積が <b>50㎡（約15坪）</b> を超えるもの	
土地に自立した太陽光発電設備	事業の敷地面積が <b>300㎡（約90坪）</b> を超えるもの。	

塗り替え  
新築  
柵の造作など  
見た目に変更になるものはすべて届出が必要です。



景観に合わない建物は取り壊しや改築が必要になるの？

現在お持ちの建物などは、取り壊しや改築は必要ありません。



看板などを設置するときも届出が必要ですか？

青森県の条例で届出が必要な場合がありますので、必ず役場にご連絡ください。



届出はどのような流れで行いますか？

下記の流れで行います。書類作成は役場でお手伝いをしますので、お気軽にご連絡ください。



## ■届出等の流れ

### 事前協議

設計や計画が可能な時期までに申出書を提出  
大平山元遺跡について、別途庁内文化財担当部局等との協議が必要となる場合があります。

基準適否を確認・庁内協議

### 協議結果通知

大平山元遺跡周辺地区における行為の場合は、遺跡の保護等に関連する情報を提供します。

必要に応じて事業見直し

### 届出

行為着手の30日前までに届出書を提出  
景観形成基準に適合しているか審査します。

役場が審査・必要に応じて景観審議会に意見照会

### 適合通知

審査の結果景観形成基準に適合している場合適合通知を事業者等に送付する。  
基準に適合していない場合は事業の見直しを要求する。

不適合で事業の見直しに応じない場合、勧告・命令ができる

### 行為着手

景観形成基準に適合した開発行為を行う。

お問い合わせ 外ヶ浜町役場総務課 0174-31-1111 (景観担当)